（税関関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部改正）

第二条　税関関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令（平成十五年財務省令第七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄の標記部分に二重傍線を付した規定は、これを加える。

改正後	改正前
（定義） **第二条**　この省令において「電子情報処理組織」とは、情報通信技術利用法第三条第一項又は第四条第一項に規定する電子情報処理組織（電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律（昭和五十二年法律第五十四号）第三条第一項の規定により当該電子情報処理組織とみなされる同法第二条第一号に規定する電子情報処理組織（以下「輸出入等関連情報処理組織」という。）を含む。）をいう。 2　［略］ （申請等の指定） **第三条**　電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律第三条第一項の規定により適用される情報通信技術利用法第三条第一項の規定により輸出入等関連情報処理組織を使用して行わせることができる申請等は、電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律施行令（昭和五十二年政令第二百二十号）別表に掲げる申請等とする。 2　情報通信技術利用法第三条第一項の規定により電子情報処理組織（輸出入等関連情報処理組織を除く。次条において同じ。）を使用して行わせることができる申請等は、関税法施行令（昭和二十九年政令第百五十号）第五十九条第一項に規定する申請等（輸入しようとする貨物が旅客又は乗組員の携帯品であるときに限る。）及び関税定率法施行令（昭和二十九年政令第百五十五号）第十四条第一項に規定する申請等とする。 （電子情報処理組織による申請等） **第三条の二**　電子情報処理組織を使用して前条第二項に規定する申請等を行おうとする者は、税関長が提供した入出力用プログラムを用いて、税関の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて通信できる機能を備えた電子計算機から、当該申請等に係る事項を入力して行わなければならない。 （輸出入等関連情報処理組織による関税等の納付に係る事前届出） **第五条**　［略］ （輸出入等関連情報処理組織による国際観光旅客税の納付に係る事前届出） **第五条の二**　国税通則法第四十五条第一項の規定により読み替えて適用する同法第三十四条第一項ただし書（国際観光旅客税法（平成三十年法律第十六号）第十七条に規定する国際観光旅客税の納付手続に限る。）の規定により第六条の二に定める方法による国際観光旅客税の納付を行おうとする者は、国際観光旅客税法第十七条第二項に規定する計算書（以下単に「計算書」という。）の提出に併せて、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める方法により、当該納付を行いたい旨をあらかじめ税関長に届け出なければならない。 一　計算書を輸出入等関連情報処理組織により提出する場合　当該計算書の提出に併せてその旨を入力する方法 二　［略］	（定義） **第二条**　この省令において「電子情報処理組織」とは、情報通信技術利用法第三条第一項又は第四条第一項に規定する電子情報処理組織（電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律（昭和五十二年法律第五十四号）第三条第一項の規定により当該電子情報処理組織とみなされる同法第二条第一号に規定する電子情報処理組織に限る。）をいう。 2　［同上］ （申請等の指定） **第三条**　電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律第三条第一項の規定により適用される情報通信技術利用法第三条第一項の規定により電子情報処理組織を使用して行わせることができる申請等は、電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律施行令（昭和五十二年政令第二百二十号）別表に掲げる申請等とする。 ［項を加える。］ ［条を加える。］ （電子情報処理組織による関税等の納付に係る事前届出） **第五条**　［同上］ （電子情報処理組織による国際観光旅客税の納付に係る事前届出） **第五条の二**　国税通則法第四十五条第一項の規定により読み替えて適用する同法第三十四条第一項ただし書（国際観光旅客税法（平成三十年法律第十六号）第十七条に規定する国際観光旅客税の納付手続に限る。）の規定により第六条の二に定める方法による国際観光旅客税の納付を行おうとする者は、国際観光旅客税法第十七条第二項に規定する計算書（以下単に「計算書」という。）の提出に併せて、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める方法により、当該納付を行いたい旨をあらかじめ税関長に届け出なければならない。 一　計算書を電子情報処理組織により提出する場合　当該計算書の提出に併せてその旨を入力する方法 二　［同上］